

Q.

当社にて、ベトナム人2名を雇用していますが、まもなく両名が帰国します。帰国後も、個人の業務委託先として、日本本社の設計業務を依頼するなど、彼らを積極的に活用していきたいと考えていますが、かかる対応に関して留意点があれば教えてください。（建設業）

A.

業務委託においては、たとえ信頼関係が構築された相手方であっても、契約書を作成し、取扱通貨や品質保証、秘密保持等にかかる取決めを明確化してください。また、弁護士等のリーガルチェックを受けておくことを強くお勧めします。

解説

1. 業務委託契約における主な留意点

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)